

福島市公告第86号

福島市女性活躍推進セミナー事業業務委託公募型プロポーザルの手続き開始について

福島市女性活躍推進セミナー事業業務委託事業者を下記のとおり募集します。

令和7年3月27日

福島市長 木幡 浩

記

1 業務概要

- (1) 委託業務の名称
福島市女性活躍推進セミナー事業業務委託
- (2) 業務の内容
仕様書のとおり
- (3) 委託契約期間
契約締結日から令和8年3月19日(木)まで
- (4) 委託料の上限額
1,970,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

2 参加資格要件

参加資格要件は次に掲げる全ての条件を満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 福島市の令和7・8年度業務委託有資格業者名簿の「企画制作等業務」に登載されている者であること。
- (5) 参加意向申出書の提出時において、福島市から競争入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ①役員等(個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員の配偶者であると認められるとき。
 - ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員又は暴力団員の配偶者を利用するなどしていると認められるとき。
 - ③役員等が、暴力団又は暴力団員又は暴力団員の配偶者に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる関係を有すること。
 - ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (7)宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8)法人であること。

3 参加手続き等

福島市女性活躍推進セミナー事業業務委託公募型プロポーザル募集要項及び福島市女性活躍推進セミナー事業業務委託仕様書を確認のうえ、必要書類を期限までに提出すること。

なお、当該募集要項、仕様書その他申請に必要な書類等については、福島市ホームページの入札情報内に掲載するので、ダウンロードにより入手すること。

4 事業者選定方法

福島市女性活躍推進セミナー事業業務委託事業者選定審査委員会の審査において提出書類及び審査会ヒアリングの採点結果をもとに、優先交渉事業者及び第2位優先交渉事業者を決定する。

5 担当部局

〒960-8601 福島市五老内町 3 番 1 号

福島市 商工観光部 産業雇用政策課 担当:木村、小沢

TEL 024-515-7746 FAX 024-535-1401